消防用設備等の点検に係る消防設備士の違反処理事例

盛岡地区広域消防組合消防本部
盛岡西消防署 予防係長
畠山和也

雫石川と岩手山

はじめに

岩手県は、東西約122㎞、南北約189㎞で北海道に次ぐ面積を有している。

当消防本部は、岩手県の北西部に位置し、その管轄区域は、東西約60㎞、南北約80㎞にも及び、総面積は3,641.77㎢で岩手県の総面積の約24％に当たる広大な面積を有し、西は奥羽山脈の山嶺を境に秋田県と、北は青森県とそれぞれ接している。管内には、南部片富士とも呼ばれる標高2,038mの岩手山がそびえたっており、数多くの高山植物を楽しむことができ、県内外からの登山愛好家の方々に親しまれているとともに、秋田にまたがる広大な自然公園である八幡平が広がり、スキー場や温泉などの観光施設も充実している。

県庁所在地である盛岡市には、北上川、雫石川、中津川が流れ、市内の中心部には南部藩主の居城であった盛岡城の石垣や池が残り、杜と水の都とも称されている。

管内の市町数は、構成市町村の合併により、３市５町となり、管内人口約47万人、組織体制は消防本部４課、６消防署、４分署、12出張所、１分駐所、職員583名（うち女性消防吏員17名）となっている。

消防本部・盛岡中央消防署庁舎

事例紹介

今回紹介する事例は、消防設備士の責務違反に係る調査を実施したところ、消防設備士の消防法令に係る違反行為が認められたもので、当該違反行為について、「消防設備士免状の返納命令に関する運用について」（平成12年３月24日付け消防予第67号）に基づき、違反処理した事例である。

消防設備士に対する違反処理は、当消防本部初めての事例であり、消防署の担当者及び消防本部予防課の職員で協議を重ね、さらには全国違反是正支援アドバイザーの派遣を依頼して助言をいただきながらの処理となった。

違反行為の概要

Ａ業者（違反者）は、令和３年１月27日、事業所の泡消火設備の機器点検を行った際、泡消火薬剤の貯蔵量が著しく減少しているにも関わらず、泡消火薬剤を目視又は液面計等により確認せずに、消防用設備等点検結果報告書の泡消火薬剤貯蔵槽等の消火薬剤に係る点検結果判定欄に「○」と記載し、事業所の施設管理者あてに作業報告をしたものである。

違反発見の端緒

令和３年９月29日、盛岡西消防署予防係に、Ａ業者が消防用設備等の点検を行っていた事業所の消防用設備等保守管理会社から、「以前にＡ業者が行った消防用設備等の点検結果と令和３年度の点検業者（以下「Ｂ業者」という。）が行った消防用設備等の点検結果が大きく相違している。Ａ業者が虚偽の点検結果報告を行っているのではないか。」との通報があった。

そのため、盛岡西消防署に提出されているＡ業者が平成30年７月に点検を実施した消防用設備等点検結果報告書と、Ｂ業者が令和３年８月に点検を実施した消防用設備等点検結果報告書を比較したところ、泡消火設備の消火薬剤貯蔵量に著しい減少が認められたものである。

令和３年10月６日に現場及び消防用設備等の状況を確認したところ、Ｂ業者が令和３年８月に点検を実施した消防用設備等点検結果報告書の内容と相違はなかった。また、防火対象物で保管していた令和３年１月の消防用設備等点検結果報告書の内容を確認したところ、Ａ業者が点検を実施しており、泡消火薬剤貯蔵槽等の消火薬剤に係る点検結果判定欄に「○」と記載されていたため、Ａ業者に消防法第17条の12に定める消防設備士の誠実業務実施義務違反が疑われたものである。

違反事実調査の準備

調査の前日には、全国違反是正支援アドバイザーと入念な打合せを実施した後、盛岡中央消防署の消防用設備実習室の屋内消火栓設備を使用して当日の各役割を想定した模擬見分を行ったほか、供述調書における質問の仕方を想定して迅速かつ明確な調査ができるよう調査員の事前研修を行った。

また、違反事実を特定するための資料作成を、次のとおり実施することとした。

①現場見分調書
- A、B両業者に、機器及び総合の設備点検を再現させる。
- 現場見分の資料は、写真のほかに現場見分作成用参考資料としてビデオカメラによる動画撮影を用いる。

②供述調書
- A業者の調書
- B業者の調書
- 防火対象物関係者（防火管理者、消防用設備等維持管理担当、消防用設備等保守管理会社）の調書

違反事実調査

1　現場見分による調査

調査日の午前にB業者、午後にA業者の泡消火設備の点検状況及び泡消火設備の状況について見分を実施し、泡消火設備の点検の手順、要領等を記録する。記録媒体は写真のほかにビデオカメラを使用して、点検内容を声に出してもらい、進行形で記録した。

初めて点検方法を見分するという場面では、動画を記録することで記録漏れを防ぐことができ、大変有効であった。

2　A業者及び関係者への聴取

供述を聴取する際には、答えやすい質問から始め、徐々に質問を核心に近づけることが有効である。

また、消防設備士の違反を確認するための聴取であるが、事業所の関係者の法令違反も視野に入れて聴取する必要がある。

主な質問事項は、次のとおりである。

①A業者
- 泡消火薬剤の交換又は補充の経緯
- 泡消火薬剤貯蔵量の確認方法
- 虚偽の報告等の違法性について認識していたのか、また、故意であったのか。
- 泡消火薬剤の減少の情報は受けているか、また、補充依頼は受けているか。
- 他の施設での類似の行為はあったか。

②防火管理者・消防用設備等維持管理担当
- 泡消火薬剤が減少した理由及び時期
- 泡消火薬剤が減少した際に点検業者への補充等の依頼はしたか。
- 現在の状況での危険の認識はあるか。

③消防用設備等保守管理会社
- 点検報告に疑いを持った理由は何か。
- 泡消火薬剤の交換又は補充の経緯
- A業者から泡消火薬剤が減っている等の事実は伝えられていたか。
- 消火設備の改修の意思はあるか。

調査結果

1　現場見分から判明した事項

⑴泡消火薬剤の規定量は300Lであるが、42Lに減少している事実

⑵加圧送水装置の周囲及び防護区画に泡消火薬剤が漏えい又は放出された痕跡は認められない事実

⑶A業者が貯蔵槽内の泡消火薬剤を確認していない事実

⑷その他の点検が必要な事項についても点検を行っていない事実

2　供述から得られた情報

⑴A業者

ア　平成23年に泡消火薬剤の誤放出があり、その後、泡消火薬剤の入れ替えを行っていた。

イ　平成23年の誤放出事案以降、泡消火薬剤の放出などは把握していない。

ウ　令和３年１月に実施した点検時に泡消火薬剤の貯蔵槽の中を確認していない。

なお、令和３年１月に実施した点検以外の点検内容は供述していない。

⑵防火管理者

ア　泡消火設備の自主点検は行っていない。

イ　令和３年４月１日に防火管理者に選任されており、選任以前に泡消火薬剤の誤放出があったことを認知していた。

⑶消防用設備等維持管理担当者

ア　A業者が点検を実施する際に泡消火設備の不備について説明していない。

イ　令和２年の秋頃に誤って泡消火薬剤を放出している。

ウ　泡消火薬剤の誤放出後に泡消火薬剤の残量を確認していない、また、A業者に伝えていない。

3　違反の確定

⑴違反行為及び違反条項

調査内容を検討した結果、A業者が泡消火設備を点検した時点で泡消火薬剤が著しく減少していたことは明らかであり、A業者が泡消火薬剤貯蔵量を確認せずに、当該点検結果判定欄に「○」と記載したと供述していることから、誠実業務実施義務のうち、点検基準違反の点検実施及び事実と異なる点検結果の記載（消防法第17条の12違反）に該当するものと判定した。

なお、当事案において重要な点は、A業者が点検した際に泡消火薬剤が減少していたことの証明であり、その証明が今回の調査で最も苦慮したところであったが、令和２年の泡消火薬剤の誤放出事案以降に泡消火薬剤が減少したとは考えられないため、令和３年１月にA業者が点検を実施したときには既に泡消火薬剤が著しく減少していたと結論付け、違反行為を確定した。

⑵違反年月日及び違反回数の検討

泡消火薬剤が減少した時期は、令和２年秋頃との結論としたが、明確な月日を特定できず、また、A業者から令和３年１月以前の点検については供述が得られなかったことから、違反対象とする行為は、令和３年１月27日に実施した点検１回と判断した。

4　報告書作成及び違反点数の確定

当該違反調査により消防設備士による違反事実が特定されたことから、「消防設備士免状の返納命令に関する運用」に基づき、消防設備士違反処理報告書を作成するとともに、違反点数の検討を実施することとした。

当該泡消火設備は、規定量300Lのうち、約42Lしか泡消火薬剤が入っておらず、泡消火設備の機能、効用が著しく損なわれている状況であった。また、A業者が点検を実施した令和３年１月27日以前に泡消火薬剤が減少した事実があり、点検基準どおりの目視又は液面計等での方法で点検を実施しなかったことにより、当該設備の機能、効用が著しく損なわれている状況が長期間継続している事実から、次の違反条項及び基準点数が妥当と判断し、当該防火対象物を管轄する岩手県知事に違反内容を報告するとともに、A業者に対して違反事項を通知したものである。

泡消火薬剤の貯蔵量を確認している状況

⑴違反条項

誠実業務実施義務違反（消防法第17条の12違反）

⑵基準点数

ア　点検基準違反の点検実施

消防用設備等の機能、効用が著しく損なわれている場合…６点

イ　事実と異なる点検結果の記載

消防用設備等の機能、効用が著しく損なわれている場合…６点

ウ　事故加点についてはなし

なお、A業者は当該事業所の関連施設の消防用設備等の点検を広く実施していることから、岩手県消防長会を通して岩手県内の各消防本部

是正状況（ボールチェーンによる泡消火薬剤貯蔵量確認）

に対し、本事案について情報提供を行った。

5　事業所に対する警告書の交付

泡消火薬剤が著しく減少した原因は、調査の結果、事業所の従業員が泡消火設備の手動起動装置に接触したことによる誤放出であることが判明し、関係者は泡消火薬剤が減少していることを知りながら補充をしていなかった。

このことから、防火対象物の関係者に対して消防用設備等の維持管理不適及び防火管理者の責務違反（消防法第８条第１項違反）について、是正措置の履行期日を令和４年３月31日とし、防火対象物の関係者に対して令和３年12月16日に警告書を交付した。

また、当該泡消火設備には、泡消火薬剤の減少のほかにも複数の不備事項が確認されたため、併せて警告書（消防法第17条第１項違反）を交付した。

警告事項は、次のとおりである。

①泡消火設備の維持管理が不適正のため、必要な防火管理業務を行うこと
②泡消火設備の不備事項の改修
- 泡消火薬剤を適正な貯蔵量とすること
- 手動起動弁が破損しているので改修すること
- 呼水槽が腐食し漏水しているので改修すること
- フート弁が腐食し脱落しているので改修すること
- 泡消火設備の配管に複数の腐食があるので改修すること

以上のとおり警告書を交付した結果、①の事項については、「泡消火設備の維持管理の徹底」、「従業員に対する泡消火設備に関する教育」、「泡消火設備の誤放出時の対応」の３点が付加された消防計画が早急に提出され、防火管理業務の適正化及び再発防止が図られるとともに、②の事項については、令和４年３月22日に全ての警告事項の改修を確認したものである。

なお、泡消火設備の不備事項のうち、泡消火薬剤貯蔵量の不足以外の事項については、違反の発生時期が不明であったことから、Ａ業者の点検時に違反行為があった事実は特定できなかったものである。

おわりに

当消防本部においては、消防設備士の違反処理は初めての事案であることから、ノウハウがなく、「違反時の状況を具体的かつ明確に記載した書類」を作成するための、「事実と異なる点検結果報告書の記載」をした事実の証明に大変苦慮したが、全国違反是正支援アドバイザーの的確な助言のもと違反事実の証明に至ったものであり、仙台市消防局の安田氏にはこの場をお借りして感謝申し上げます。

消防設備士や危険物取扱者に対する違反処理は資格者個人に対するものであり、これまでは躊躇していたものである。

しかし、一個人の悪意により、防火対象物を利用する多くの人が危険にさらされることを肝に銘じ、火災から人命を守るという消防の責務を全うしていきたい。

１人でも多くの消防設備士の資質の向上につながり、消防用設備等を生業とする業界全体のレベルアップを願うところである。